

<<<今号の目次>>>

1. コラム

「治療と仕事の両立と育児・介護の両立支援の異同」

2. 最新情報

《お知らせ》 2件

《地方公共団体等の動き》 13件

■□■ 1. コラム



「治療と仕事の両立と育児・介護の両立支援の異同」

学習院大学 経済経営研究所 客員所員 松原 光代

近年、高齢化に伴う職業キャリアの延伸と疾病率の上昇、メンタルヘルス不調者の増加、不
治の病と考えられてきた疾病への医療技術の進化を背景に、ワーク・ライフ・バランス（以
下、WLB）の新たなテーマとして治療と仕事の両立を支援する企業等が増えている。

治療と仕事の両立もこれまでのWLB支援である育児や介護との両立支援と同様、お互い様
の職場風土醸成や上司との円滑なコミュニケーション構築が支援実現の基本要素である。

しかし、治療と仕事の両立支援が育児や介護との両立支援と大きく異なる点が3つある。

1つめは、支援を要する対象者が誰かの世話をするための支援ではなく、疾病に罹患した本
人が当事者として支援を必要とする点である。したがって、業務遂行能力が著しく下がるこ
とや支援の手続き等が円滑に進まないこともある。2つめは、同じ疾病に罹患しても治療方
法やそれに伴う症状が個々人で大きく異なり、支援すべき期間や内容の個別性が高い点で
ある。3つめは、疾病に関する情報は、当事者に不利益をもたらすこともあるため、当事者
が積極的に情報提供しない可能性がある点だ。特に、疾病情報は、個人情報の中でも最も慎
重に扱うべき健康情報等であり、本人の同意なく第三者と共有することができない。当事者
からの的確かつタイムリーな情報が必要な支援の提供の可否に大きく影響するため、育児
や介護との両立支援以上に、「必要な情報を、必要な時（タイムリー）に、必要な人と共有
する」ことが重要になる。

しかしながら、当事者が早期復職を望み、正確な情報を提供しないこともある。それゆえに、
当事者の主治医と連携すべく、産業保健スタッフの整備やその存在を社員に周知し、活用す

る取組を日ごろから行うことが、万が一の時の円滑な職場と産業保健スタッフ、医療機関の連携を実現することに寄与すると考える。企業規模や事業所規模によっては産業保健スタッフの体制や連携がないこともあるが、47都道府県には産業保健総合支援センターが設置されている。また、病院等によっては両立支援コーディネーターが配置され、当事者が正確に勤務先へ情報を提供できるよう支援している。こうした社会的資源も活用し、社会全体で治療と仕事の両立を図っていくことが重要だと考える。

■□■ 2. 最新情報

《お知らせ》

● 自営型テレワーク活用セミナー（オンライン）

→ 自営型テレワーク活用セミナーは、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進めることを目的としたセミナーです。（参加無料）

・ 発注者・注文者等企業向け @ZOOM ウェビナー

第4回 2021年12月9日（木）14:00～17:00

第5回 2022年2月3日（木）14:00～17:00

・ 自営型テレワーカー向け @ZOOM ウェビナー

第4回 2021年12月9日（木）10:00～13:00

第5回 2022年2月3日（木）10:00～13:00

詳細、申込はWEBサイトにて

<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/index.html>

（自営型テレワークに関する総合支援サイト）

● 新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金」を再開しました

→ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響で、小学校などの臨時休業などで仕事を休まざるをえなくなった保護者に対して有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主へ支給する「小学校休業等対応助成金」の申請受付を再開しました。事業主の皆さま、ぜひ御活用ください。

年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は助成金の対象になります（事後的に特別休暇に振り替えることについて、労働者本人の同意が必要）。その場合でも、申請期限は下記のとおりとなっていますので、御注意ください。

■支給対象期間および申請期限

- ・2021年8月1日から同年10月31日までの休暇取得分
⇒2021年9月30日から同年12月27日まで（必着）
- ・2021年11月1日から同年12月31日までの休暇取得分
⇒2021年11月1日から2022年2月28日まで（必着）

【制度や申請書類の書き方に関するお問い合わせ】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

- ・電話：0120（60）3999（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9:00～21:00（土日・祝日含む）

【助成金制度の概要や申請様式、申請方法などはこちら】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

また、都道府県労働局の特別労働相談窓口では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からの御相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。

【特別相談窓口の御案内などはこちら】

小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

《地方公共団体の動き》

【北海道】北広島市

ワーク・ライフ・バランスセミナー

→男女が互いに自立した人間として尊重され、性別に関係なく個性と能力が発揮できる男女共同参画の実現を目指して市民の方々にワーク・ライフ・バランスについて理解を深めるためのセミナーを実施します。どなたでも無料で、当日は託児もごございますのでお気軽に御参加ください。

・日時：2021年12月10日（金）18:30～20:00

・参加方法：

(1) 会場（北広島市芸術文化ホール 活動室1・2）

(2) web会場システム（Zoom）を使用したオンライン

・講師：藤村侯仁氏（ワーク・ライフバランスコンサルタント）

・申込方法：ワーク・ライフ・バランスセミナー申し込みフォームもしくは電話、メール、FAXでお申し込みください。

・申込締切：12月8日（水）

<https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00144126.html>

【福島県】 福島市

「介護へのそなえワーク・ライフ・バランスセミナー」

→キャリア形成サポートセンターがオンラインセミナーを開催します。団塊世代の 800 万人が 75 歳以上になる 2025 年。超高齢社会を目前に、誰もが直面しうる「介護問題」に対して、企業も個人も備えが必要です。経営者・人事担当者の方はもちろん、個人でも考えていきたい方もぜひお気軽に御参加ください。

- ・開催日：2021 年 12 月 16 日（木）13:30～15:30
- ・参加費：無料
- ・会場 オンライン（Zoom システム使用）
- ・申し込み：下記サイト内リンクを御覧ください。
- ・申込期限：12 月 14 日（火）

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/f-work/companies/kyarea.html>

【栃木県】 小山市

「おやマイクボス協議会」登録事業所

→2021 年 10 月 21 日、登録事業所が 73 事業所に増えたことから、あらためて「おやマイクボス合同宣言」を行いました。随時、登録を受け付けております。

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/soshiki/15/223486.html>

【埼玉県】

パパの育休取得ガイド

→男性の育休休業は、家族の絆を深めるとともに、働き方の見直しにつながるなどワーク・ライフ・バランスを向上させるきっかけとなります。そこで、育児休業の制度や取得のメリット、夫婦で話し合うポイントなどをまとめたリーフレットを作成しましたので、ぜひ、御覧ください。また、家事・育児の分担を考えるためのチェックシートもありますので、御活用ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/womenomics/hatarakikata/dannseiikukyu.html>

【東京都】 北区

ワーク・ライフ・バランス講演会 育児を知って、社会を変える～男性が取れば、育休が変わる～

→男性は育休が取りづらい、そう思っていないですか。男性の育休取得を促進するために法整備が進んでいますが、男性が育休を申請した際にハラスメントを受けることもあります。育児に対する社会のあり方や考え方に着目し、変化していくために必要なことを一緒に考えてみませんか。

- ・日時：2021 年 12 月 10 日（金）18:30～20:10
- ・講師：田中俊之氏（大正大学心理社会学部 准教授）
- ・会場：北とぴあ 5 階多目的室 AB

- ・対象：テーマに関心のある方、中小企業経営者、人事・労務管理担当者
- ・定員：30名（申込先着順）
- ・参加費：無料
- ・申込受付：FAX、Eメール、受付窓口にてお申し込みください。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/work-life-balance-r03.html>

【東京都】江東区

「改正育休法のポイントと男性育休のメリット」講座

→男性の育休取得促進に関する改正法が2022年4月から段階的に施行されます。施行日の間際で慌てることのないよう、男性育休が企業にもたらすメリットや法改正のポイントをわかりやすく解説します。職場の課題を洗い出し、社内制度の整備やチームマネジメントなど、具体的な取組を学びます。（本講座はオンライン（Zoom）での開催となります）

- ・日時：2021年12月15日（水）14:30～16:30
- ・講師：一之瀬幸生氏（セントワークス株式会社ワーク・ライフバランスコンサルタント）
- ・人数：区内中小企業の経営者、管理職、人事労務担当者、現場のリーダー層15人（申込順）
- ・受講料：無料
- ・申込締切：定員になり次第締切

<https://www.city.koto.lg.jp/055201/kurashi/jinken/danjo/center/kouza/3childcareleavela-wkouza.html>

【兵庫県】

ワーク・ライフ・バランスの取組に関するアンケート調査結果

→（公財）兵庫県勤労福祉協会ひょうご仕事と生活センターでは、ワーク・ライフ・バランス宣言・認定・表彰企業を対象に、ワーク・ライフ・バランスの取組状況、取組前と現在の状況の変化やセンターへの要望等について調査を実施しました。

- ・「有給休暇の取得促進」「業務効率の向上」「超過勤務の縮減」は9割以上が取組。その他、いずれの項目も認定・表彰企業の方が、宣言企業よりも取組が進んでいる。
 - ・テレワーク制度は47.9%の企業が導入。4分の3が今後も継続予定。
- 等の結果が得られています。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/press/20210930_8654.html

【鳥取県】

●イクボス・ファミボス養成塾

→子育てはもちろん、部下の介護と仕事の両立を応援するイクボス・ファミボスの普及拡大を図るため、県内の企業・団体等がワーク・ライフ・バランスの推進に関する研修等（「イクボス・ファミボス養成塾」という。）を実施する際の講師派遣について支援します。

- ・申込方法：申込書を持参又は郵送、メール、FAXにより送付してください。
- ・申込期限：概ね2022年2月末頃まで（予算の範囲内で随時受付）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/297610.htm>

●ワーク・ライフ・バランスを実践しよう！

→新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちの雇用や生活は大きな影響を受けました。長引くコロナ禍の中で価値観の多様化が進むとともに、自粛生活により家庭で過ごす時間が増えたことで、ワーク・ライフ・バランスを重視する意識が高まっています。このような意識変革が進んでいる今こそ、「新しい日常」において、全ての人が安心して働き続けることができるよう、有給休暇取得促進、ノー残業デー・ノー残業ウィークの実施や、テレワークや時差出勤など多様で柔軟な働き方の導入等に取り組んでみませんか？鳥取県内で、自らイクボス・ファミボスとして、ワーク・ライフ・バランスを実践されている経営者の方を紹介いたします！

<https://www.pref.tottori.lg.jp/301069.htm>

【岡山県】

働き方の新しいスタイルガイドブック～仕事と家庭両立支援～

→岡山県では、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や、副業・兼業などの新しい働き方の普及、誰もが仕事と生活を両立できる社会づくりを進めるため、仕事と家庭が両立しやすい職場環境づくりを進めるための法制度や各種支援制度などをまとめたガイドブックを作成しました。県立図書館や、各労働関係機関の窓口へも配布しています。

<https://www.pref.okayama.jp/page/567404.html>

【福岡県】北九州市

北九州イクボス同盟

→北九州イクボス同盟では、イクボス推進に向けた加盟企業の様々な取組を紹介しています。第2弾は、第12回北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰で市長賞を受賞した、株式会社プロデュース様です。多様性を活かす職場環境づくりで、「違いを力にする」経営に取り組んでいます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/15400189.html>

【福岡県】飯塚市

イクボス推進事業

→飯塚市公式 Youtube を活用し、企業向けイクボス研修動画を配信いたします。下記のとおり研修を予定しておりますので、事業者の皆さまの多数の受講をお待ちしております。なお、研修動画の視聴に際し、事前申込みは不要です。イクボス宣言事業所（主観点数の加算対象事業所）になることを希望される事業者さまは、市公式 YouTube にて研修視聴後に、飯塚市男女共同参画推進課に下記に掲載するイクボス宣言書とアンケートを、メールまたは郵便にて御提出いただくことで、イクボス宣言事業所として登録されます。（市内工事業者さまは主観点数の加算も可能となります。）研修動画は何人でも視聴可能ですが、イクボス宣言書、研修アンケートの作成、提出は法人、又は個人事業主の代表者さまからのみ受け付けますので御留意ください。

・研修動画配信期間：2021年10月1日～2022年9月末日

・研修講師：甲木正子氏（西日本新聞社 執行役員北九州本社代表）

・研修内容：企業向けイクボス研修

<https://www.city.iizuka.lg.jp/danjyo/ikubosu.html>

【宮崎県】

「子育てに優しい働き方改革応援事業費補助金」活用事業

→宮崎県では、子育て支援の観点から、子育てに優しい職場環境づくりに取り組む県内の企業等を支援します。

・応募資格：県内に事業所を有し、従業員を雇用するとともに、かつ、次に掲げる国や宮崎県の関連施策のいずれかと連携（認定又は参加）している企業等。

(1) 国：くるみん認定、プラチナくるみん認定、えるぼし認定

(2) 宮崎県：未来みやざき子育て県民運動推進協議会、みやざき出合い・結婚応援企業、仕事と生活の両立応援宣言、働きやすい職場「ひなたの極」認証制度、みやざき女性の活躍推進会議

・募集期間：2021年4月1日（木）～2022年2月28日（月）

・応募方法：郵送または持参により提出

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kodomo-seisaku/kenko/kodomo/20190723211818.html>

【編集後記】

(独)労働政策研究・研修機構が全国の従業員規模10人以上の企業（農林漁業、公務に属する企業を除く）を対象に2017年10月～11月に実施した調査によると、産業保健スタッフがいる企業での社員に対するサポート内容（複数回答）は、「健康診断等の結果を踏まえたフォローアップ」が73.1%と最も多く、次いで「社員からの相談受付」（56.3%）、「職場環境整備に関する人事部門・上司への助言」（35.0%）、「長時間労働者等の健康指導」（34.5%）などとなりました。

また、治療と仕事の両立支援制度の課題については、休職時の代替要員の確保や、復帰後の必要に応じた追加人員の配置について困難を感じている企業が半数を占める一方、必要な支援として「罹患者が休業取得した場合の代替要員確保に対する助成」も半数を占め、治療と仕事の両立を支援するために必要となる人員の確保に関して課題を抱えていることがうかがえる結果となったとのことでした。

各企業での課題は様々ですが、治療と仕事との両立支援制度は社員から一層求められており、企業内で支援制度の強化が図られ、働きやすい職場環境が整えられていけばと思います。

※「病気の治療と仕事の両立に関する実態調査（企業調査）」(独)労働政策研究・研修機構／2018年7月公表)

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2018/181.html>

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。

このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止はこちらから

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/unsubscribe.php>

配信先変更は上記により配信中止の後、こちらから新しいアドレスで登録

<https://nmg.cao.go.jp/cao007/subscribe.php>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/index.html>